

# 奈良市公報

## 号外第13号

平成23年 7月29日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

### 目次

#### 規 則

- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 1
  - 奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則……………10
  - 奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則……………11
  - 奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則……………12
  - 奈良市会計規則の一部を改正する規則……………15
  - 奈良市福祉事務所長事務委任規則……………23
  - 奈良市青年の家交楽館条例施行規則を廃止する規則…24
  - 奈良市青少年児童会館条例施行規則を廃止する規則…24
  - 市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及び地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則……………24
  - 奈良市公印規則の一部を改正する規則……………24
  - 奈良市福祉事務所長事務委任規則の施行に伴う関連規則の整備に関する規則……………25
- #### 訓 令 甲
- 奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所等事務専決規程の一部を改正する訓令……………26
  - 奈良市職員提案規程の一部を改正する訓令……………28
  - 奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令……………28
  - 奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令……………28
  - 奈良市保安員服務規程の一部を改正する訓令……………29

○奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令……………29

### 規 則

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

#### 奈良市規則第31号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「市長公室」を「総合政策部」に、「企画部（第9条－第12条）」を「総務部（第9条－第19条）」に、「総務部（第13条－第19条の2）」を「市民生活部（第20条－第24条）」に、「市民生活部（第20条－第25条）」を「市民活動部（第25条－第29条）」に、「市民活動部（第26条－第29条）」を「保健福祉部（第30条－第34条）」に、「保健福祉部（第30条－第36条の3）」を「子ども未来部（第35条－第36条の3）」に、「環境清美部」を「環境部」に、「第42条）」を「第42条の4）」に、「第42条の2）」を「第43条）」に改める。

第2条中「公室及び」を削り、同条の表中「公室、部」を「部」に改め、同表市長公室の部を次のように改める。

総合政策部	秘書室	秘書課	
		広報広聴課	広報係 広聴係
		総合政策課	
		行政経営課	
		財政課	予算統括係 財務調査係 資金調整係
		情報政策課	情報政策係 情報化推進係 情報処理係

第2条の表企画部の部を削り、同表総務部の部財政課の項を次のように改める。

人事課	人事係 研修係 給与係 福利厚生係
-----	-------------------

第2条の表総務部の部文書法制課の項中「統計係」を「統計係 情報公開係」に改め、同部情報政策課の項を削

り、同部保健所等複合施設準備室の項中「保健所等複合施設準備室」を「保健所・教育総合センター管理課」に改め、同部契約室の款工事検査課の項中「工事検査課」を「技術監理課」に改め、同部税務室納税課の項中「管理係」を「管理係 検収係」に改め、同表市民生活部の部病院事業課の項中「建設準備係」を「病院建設係」に改め、同表市民活動部の部中

市民活動部		市民活動推進課	総務係 地域活動推進係 市民参画係
-------	--	---------	-------------------

を

市民活動部		協働推進課	
		地域活動推進課	総務係 地域活動推進係
		文化振興課	

に改め、同部文化・スポーツ振興

課の項中「文化・スポーツ振興課」を「スポーツ振興課」に、「総務係 文化振興係」を「総務係」に改め、同部生涯学習課の項を削り、同部人権文化推進室の款人権施策課の項中「人権施策課」を「人権政策課」に、「人権施策係」を「人権施策係 人権啓発係」に改め、同款人権啓発課の項を削り、同表保健福祉部の部中「福祉総務課」を「福祉政策課」に改め、同部中

	保護第二課	医療介護係 保護第四係 保護第五係 保護第六係
子育て支援室	子育て課	企画係 支援係 給付係
	保育課	総務係 保育係 放課後児童育成係
	介護福祉課	給付係 保険料係 予防係 施設指導係

を

	保護第二課	医療介護係 保護第四係 保護第五係 保護第六係
	介護福祉課	給付係 保険料係 予防係 施設指導係

に改め、同部の次に次のように加える。

子ども未来部		子ども政策課	企画調整係 幼保連携推進係
		子ども育成課	育成係 給付係 放課後児童育成係
		子育て相談課	ひとり親家庭支援係 子育て係 相談係
		保育課	総務係 管理係 保育所係

第2条の表環境清美部の部中

環境清美部		企画総務課	計画係 指導係
-------	--	-------	---------

を

環境部	環境事業室	企画総務課	計画係 指導係
-----	-------	-------	---------

に、同部業務改善課の項中「職員係 改善係」を削り、同部施設課の項を削り、同部中

		奈良阪処分地管理事務所	
--	--	-------------	--

を

		奈良阪処分地管理事務所	
		環境政策課	計画係 対策係
		産業廃棄物対策課	審査係 指導啓発係
		施設課	

に改め、同表観光経済部の部を次

のように改める。

観光経済部	観光戦略課	国際交流係 誘客促進係
	観光振興課	振興係 資源開発係
	商工労政課	総務係 産業振興係 創業支援係
	農林課	農政係 振興係 耕地係

第2条の表都市整備部の部都市計画室の款都市計画課の項の次に次のように加える。

交通政策課	交通企画係 交通環境係
-------	-------------

第2条の表都市整備部の部都市計画室の款JR奈良駅周辺開発事務所の項中「JR奈良駅周辺開発事務所」を「JR奈良駅周辺整備事務所」に改め、同款西大寺南区画整理事務所の項中「西大寺南区画整理事務所」を「西大寺駅周辺整備事務所」に改め、同表建設部の部道路室の款土木管理課の項中「占用係 宅地造成係」を「占用係」に改め、同部住宅課の項中「管理係」を「管理係 収納係」に改める。

第3章第1節の節名を次のように改める。

第1節 総合政策部

第3条を次のように改める。

(秘書室秘書課の事務)

第3条 秘書室秘書課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 全国市長会その他都市関係会議に関する事。
- (2) 渉外及び交際に関する事。
- (3) 庁議に関する事。
- (4) 市長及び副市長の秘書に関する事。
- (5) 部、室及び課の庶務に関する事。

第4条を削る。

第5条の見出し及び同条中「広報広聴課」を「秘書室広報広聴課」に改め、同条情報公開関係の部分の削り、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(総合政策課の事務)

第5条 総合政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総合計画に関する事。
- (2) 政策の調整に関する事。
- (3) 市議会の招集その他市議会との連絡及び執行機関との連絡に関する事。
- (4) マニフェストに掲げる政策の進捗管理と所管課との連絡調整に関する事。
- (5) 市長特命事項及び重要施策の調査研究、企画及び推進に関する事。
- (6) 新市建設計画に関する事。
- (7) 中核市市長会に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

第7条及び第8条を次のように改める。

(財政課の事務)

第7条 財政課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

予算統括係

- (1) 予算編成事務の総括に関する事。
- (2) 財政計画に関する事。
- (3) 予算配当に関する事。
- (4) 予算の編成及び執行管理に関する事。

財務調査係

- (1) 財政統計及び諸報告に関する事。
- (2) 財政状況の公表に関する事。
- (3) 予算の編成及び執行管理に関する事。

資金調整係

- (1) 地方債及び地方交付税に関する事。
- (2) 一時借入金その他資金計画に関する事。
- (3) 基金の管理及び処分に関する事。
- (4) 予算の編成及び執行管理に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

2 前項に規定する予算統括係、財務調査係及び資金調整係の主管に属する予算の編成及び執行管理に関する事務の範囲については、財政課長が指示するものとする。

(情報政策課の事務)

第8条 情報政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

情報政策係

- (1) 情報化に係る施策の立案、総合調整に関する事。
- (2) 情報システムの最適化に関する事。
- (3) 情報セキュリティ、情報マネジメントに関する事。
- (4) 地域情報化の推進に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

情報化推進係

- (1) 電子自治体の構築に関する事。
- (2) 行政情報化の推進に関する事。
- (3) 情報系システムの運用管理に関する事。
- (4) 統合内部事務システムの開発・運用管理に関する事。
- (5) 行政情報通信基盤の構築・維持管理に関する事。
- (6) 情報資産の導入・維持管理に関する事。

情報処理係

- (1) 電子計算機処理に関する事。
- (2) システム設計及びプログラミングに関する事。
- (3) 電子計算機及び入出力媒体の管理に関する事。
- (4) データの入力に関する事。

第3章第2節を削る。

第3章第3節中第8条の次に次の1条を加える。

(人事課の事務)

第9条 人事課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

人事係

- (1) 人事及び給与管理制度の調査及び計画に関する事
- (2) 職員配置に関する事
- (3) 職員の任免、分限、職階、試験、賞罰、服務その他勤務条件に関する事
- (4) 職員の給与その他の給付の決定及び裁定に関する事
- (5) 職員団体に係る事
- (6) 部及び課の庶務に関する事

研修係

- (1) 職員の研修の企画及び実施に関する事
- (2) 職員の自主研修の指導育成に関する事
- (3) 法令遵守の推進に関する事

給与係

- (1) 職員の給与その他の給付の支給に関する事

福利厚生係

- (1) 職員の福利及び厚生に関する事
- (2) 職員の健康管理に関する事
- (3) 職員の公務災害補償及び社会保険に関する事
- (4) 互助会及び市町村職員共済組合に関する事
- (5) 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく職員の児童手当に関する事
- (6) 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)に基づく職員の子どもの手当に関する事

第13条を削る。

第14条文書管理係の部分中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条に次の部分を加え、同条を第10条とする。

情報公開係

- (1) 奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)に基づく行政文書の開示の請求の受付に関する事
- (2) 行政文書の写しの交付に関する事
- (3) 行政資料の整備に関する事
- (4) 奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)に基づく個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受付に関する事
- (5) 個人情報ファイル簿の整備に関する事
- (6) 情報公開審査会及び個人情報保護審議会に関する事
- (7) 市長の資産等の公開に関する事

第14条の2を削る。

第15条管財係の部分中第16号を第17号とし、第3号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 市の区域に関する事

第15条庁舎管理係の部分に次の2号を加え、同条を第11

条とする。

- (6) 埋火葬の許可に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

- (7) 戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく各種届出等の受領に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

第15条の2の見出し及び同条中「保健所等複合施設準備室」を「保健所・教育総合センター管理課」に改め、同条第1号中「(仮称)保健所等複合施設」を「保健所・教育総合センター」に改め、同条第2号中「(仮称)保健所等複合施設内事務室等」を「保健所・教育総合センター」に改め、同条第3号及び第4号中「(仮称)保健所等複合施設」を「保健所・教育総合センター」に改め、同条第5号中「室」を「課」に改め、同条を第12条とする。

第16条を第13条とする。

第16条の2(見出しを含む。)中「契約室工事検査課」を「契約室技術監理課」に改め、同条を第14条とする。

第17条を第15条とし、第18条を第16条とする。

第19条管理係の部分の第1号を次のように改める。

- (1) 市税の窓口収納業務に関する事

第19条管理係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを削り、第8号を第4号とし、同部分の次に次のように加え、同条を第17条とする。

検収係

- (1) 市税の検収に関する事
- (2) 県民税の納付手続に関する事
- (3) 市税の決算に関する事
- (4) 市税の過誤納金の還付に関する事

第19条の2を第18条とする。

第19条の3第3号中「保育課、介護福祉課」を「介護福祉課、保育課」に改め、同条第4号中「保育料、介護保険料」を「介護保険料、保育料」に改め、同条を第19条とする。

第3章中第3節を第2節とする。

第20条総務係の部分の第1号中「(昭和22年法律第224号)」を削り、同条証明係の部分の第3号中「作成及び交付」を「交付及び使用料の収納」に改める。

第22条地域医療係の部分中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 市立看護専門学校の設置に関する事

第22条建設準備係の部分中「建設準備係」を「病院建設係」に改める。

第24条を削る。

第25条生活安全係の部分中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加え、同条を第24条とする。

- (5) 交通安全施策の推進及び交通安全思想の普及に関する事

- (6) 交通安全対策関係機関及び団体に関する事

第3章中第4節を第3節とする。

第3章第5節中第26条の前に次の1条を加える。

(協働推進課の事務)

第25条 協働推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市民参画及び協働の推進に関すること。
- (2) 市民公益活動に関すること。
- (3) ボランティアセンターに関すること。
- (4) ボランティア情報の収集、提供等に関すること。
- (5) アダプト・プログラムに関すること。
- (6) もてなしのまちづくりに関すること。
- (7) 部及び課の庶務に関すること。

第26条の見出し及び同条中「市民活動推進課」を「地域活動推進課」に改め、同条市民参画系の部分を削る。

第28条を削る。

第27条の見出し及び同条中「人権文化推進室人権施策課」を「人権文化推進室人権政策課」に改め、同条人権施策系の部分中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、第12号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (10) 人権文化センターに関すること。

第27条人権施策系の部分の次に次のように加え、同条を第28条とする。

人権啓発係

- (1) 人権啓発センターの維持管理に関すること。
- (2) 人権啓発に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 人権意識の普及及び高揚に関すること。
- (4) 人権啓発の推進に関すること。
- (5) 人権学習相談及び学習支援に関すること。
- (6) 人権に関する資料の収集及び提供に関すること。
- (7) 人権啓発資料の作成、活用及び展示に関すること。
- (8) 人権教育に関すること（学校における人権教育を除く。）。

第26条の2及び第26条の3を削る。

第26条の次に次の2条を加える。

(文化振興課の事務)

第27条 文化振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 文化振興の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 文化の国内外への発信に関すること。
- (3) 芸術及び学術文化活動の育成に関すること。
- (4) 文化施設の管理に関すること。
- (5) 文化振興計画推進委員会に関すること。
- (6) 文化施設の建設計画に関すること。
- (7) 市民文化の振興に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

(スポーツ振興課の事務)

第27条の2 スポーツ振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 社会体育の基本計画及び総合調整に関すること。
- (2) 社会体育施設の建設計画に関すること。
- (3) 社会体育施設の管理に関すること。

(4) コミュニティスポーツ施設の建設計画に関すること。

- (5) コミュニティスポーツ施設の管理に関すること。
- (6) スポーツ振興審議会に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

スポーツ振興係

- (1) スポーツの振興に係る基本計画に関すること。
- (2) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。
- (3) レクリエーションに関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及び確保に関すること。
- (5) スポーツ団体及び地域総合型スポーツクラブの指導育成に関すること。
- (6) 体育指導委員に関すること。
- (7) 体育協会に関すること。
- (8) 学校体育施設の開放に関すること。
- (9) 野外活動の普及奨励に関すること。

第3章中第5節を第4節とする。

第30条の見出し及び同条中「福祉総務課」を「福祉政策課」に改め、同条企画調整系の部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第31条企画管理系の部分中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 関係法人、諸団体の指導育成及び連絡調整に関すること。

第31条在宅支援系の部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第11号とし、同条生活支援系の部分に次の1号を加える。

- (6) 身体障害者補助犬に関すること。

第31条の3総務系の部分中第2号を削り、同部分の第3号中「指導等」を「補助及び監督」に改め、同号を同部分の第2号とし、同部分中第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第11号を2号ずつ繰り上げる。

第32条から第35条までを削り、第36条を第32条とし、第36条の2を第33条とし、第36条の3を第34条とする。

第3章中第6節を第5節とし、同節の次に次の1節を加える。

第6節 子ども未来部

(子ども政策課の事務)

第35条 子ども政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

企画調整係

- (1) 次世代育成支援行動計画に関すること。
- (2) 少子化対策推進本部に関すること。
- (3) 少子化対策施策の企画及び調整に関すること。
- (4) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。
- (5) 部及び課の庶務に関すること。

幼保連携推進係

- (1) 幼稚園、保育所及び認定こども園等の規模及び適正配置に関すること。
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園等の連携・統合

に係る基本計画の策定及び推進に関すること。

- (3) 保育事業の企画及び調整に関すること。
- (4) 保育所の整備計画に関すること。

(子ども育成課の事務)

第36条 子ども育成課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

育成係

- (1) 地域子育て支援拠点事業に関すること。
- (2) 子育てスポット事業に関すること。
- (3) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。
- (4) 子育て短期支援事業に関すること。
- (5) 子育て支援アドバイザーに関すること。
- (6) 子育てサークルに関すること。
- (7) 幼児2人同乗基準適合自転車購入補助に関すること。
- (8) その他子育て支援推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 課の庶務に関すること。

給付係

- (1) 児童扶養手当に関すること。
- (2) 特別児童扶養手当に関すること。
- (3) 児童手当に関すること（職員に関するものを除く。）。
- (4) 子ども手当に関すること（職員に関するものを除く。）。

放課後児童育成係

- (1) 放課後児童対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業及び施設の運営管理に関すること。
- (3) 放課後児童健全育成事業施設の入退所に関すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業の指導員に関すること。
- (5) 放課後児童健全育成事業の指導に関すること。
- (6) 児童育成料の徴収に関すること。
- (7) 児童館に関すること。

(子育て相談課の事務)

第36条の2 子育て相談課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

ひとり親家庭支援係

- (1) 母子・寡婦福祉資金貸付に関すること。
- (2) 母子家庭等の相談に関すること。
- (3) 母子家庭等就業支援に関すること。
- (4) 母子家庭等日常生活支援事業に関すること。
- (5) 母子家庭等就業・自立支援センター事業に関すること。
- (6) 母子関係諸団体の指導育成及び連絡調整に関すること。
- (7) その他母子及び寡婦福祉に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

子育て係

- (1) 乳児家庭全戸訪問事業に関すること。
- (2) 養育支援訪問事業に関すること。
- (3) 母子健康手帳の交付に関すること（保健所健康増進課に係る事務を除く。）。
- (4) 就学前児童の発達支援に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

相談係

- (1) 被虐待児童対策地域協議会に関すること。
- (2) 家庭児童相談に関すること。
- (3) 助産の実施に関すること。
- (4) 母子保護の実施に関すること。

(保育課の事務)

第36条の3 保育課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 保育事業の企画及び調整に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 保育所の整備計画に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 保育所に係る関係課との連絡調整に関すること。
- (4) 臨時保育士の勤務に関すること。
- (5) 市立保育所の庶務に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

管理係

- (1) 保育所の運営管理に関すること。
- (2) 保育所の維持管理に関すること。
- (3) 保育所の給食に関すること。
- (4) 保育所の育成に関すること。
- (5) 保育指導に関すること。

保育所係

- (1) 保育所への入所、転所及び退所に関すること。
- (2) 保育所保育料等の決定、徴収及び収納に関すること。

第3章第7節の節名を次のように改める。

第7節 環境部

第37条の見出し及び同条第1項中「企画総務課」を「環境事業企画総務課」に改め、同項計画係の部分の第11号中「部」の次に「、室」を加える。

第37条の2を次のように改める。

(環境事業室業務改善課の事務)

第37条の2 環境事業室業務改善課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 環境部環境事業室の服務指導に関すること。
- (2) 環境部環境事業室の業務体制の改善に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

第37条の3を削る。

第38条の見出し及び同条第1項中「リサイクル推進課」を「環境事業室リサイクル推進課」に改める。

第39条の見出し及び同条第1項中「収集課」を「環境事業室収集課」に改める。

第40条（見出しを含む。）中「まち美化推進課」を「環

境事業室まち美化推進課」に改める。

第41条の見出し及び同条第1項中「環境清美工場」を「環境事業室環境清美工場」に改める。

第42条の見出し及び同条第1項中「土地改良清美事務所」を「環境事業室土地改良清美事務所」に改める。

第42条の2を削り、第3章第7節中第42条の次に次の3条を加える。

(環境政策課の事務)

第42条の2 環境政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

計画係

- (1) 環境保全対策に係る総合企画に関すること。
- (2) 環境審議会に関すること。
- (3) 環境保全思想の普及に関すること。
- (4) 奈良市ポイ捨て防止に関する条例(平成6年奈良市条例第31号)に関すること。
- (5) 奈良市アイドリング・ストップに関する条例(平成11年奈良市条例第25号)に関すること。
- (6) 奈良市路上喫煙防止に関する条例(平成20年奈良市条例第52号)に関すること。
- (7) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)の報告に関すること。
- (8) 大和川水環境協議会等関係団体に関すること。
- (9) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議等に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

対策係

- (1) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及び土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)に関すること。
- (2) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)に関すること。
- (3) 環境対策に係る調査研究に関すること。
- (4) 水質汚濁、大気、騒音等の苦情及び相談に関すること。
- (5) 浄化槽保守点検業者の登録及び指導監督に関すること。
- (6) 浄化槽の設置届出の受理、審査及び指導に関すること。
- (7) 浄化槽の維持管理に係る指導監督及び規制に関すること。

(産業廃棄物対策課の事務)

第42条の3 産業廃棄物対策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

審査係

- (1) 産業廃棄物処理の企画調整に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置許可に関すること。

(3) 産業廃棄物処理業の許可及び再生利用業の指定に関すること。

(4) 市一般廃棄物処理施設の設置に係る届出の受理に関すること。

(5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録並びに解体業及び破砕業の許可に関すること。

(6) 課の庶務に関すること。

指導啓発係

- (1) 産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- (2) 産業廃棄物排出業者の指導に関すること。
- (3) 産業廃棄物の適正処理の普及啓発に関すること。
- (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者及びフロン類回収業者、解体業者及び破砕業者の指導監督に関すること。
- (5) 使用済自動車の適正処理の普及啓発に関すること。

(施設課の事務)

第42条の4 施設課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) クリーンセンター建設計画の調査研究に関すること。
- (2) クリーンセンター建設計画の企画及び策定に関すること。
- (3) クリーンセンター建設の用地選定に関すること。
- (4) 清掃施設(環境清美工場及び土地改良清美事務所を除く。)の整備に係る追加工事、修繕等に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

第43条の見出し及び同条中「観光戦略室観光交流課」を「観光戦略課」に改め、同条観光振興係の部分の削り、同条国際交流係の部分の第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 国際交流協会に関すること。
- (5) 部及び課の庶務に関すること。

第43条国際交流係の部分の次に次のように加える。

誘客促進係

- (1) 国内観光宣伝及び観光客誘致に関すること。
- (2) 海外観光宣伝及び外国人観光客誘致に関すること。
- (3) 観光情報に関すること。

第44条を次のように改める。

(観光振興課の事務)

第44条 観光振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

振興係

- (1) 観光に関する企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 観光資源の保全に関すること。
- (3) 観光イベントに関すること。
- (4) 観光関係諸団体に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

資源開発係

- (1) 観光資源の開発、企画及び立案に関すること。
- (2) 観光施設の総合計画及び整備に関すること。

(3) 観光施設の設置、廃止、管理及び運営に関する  
こと。

第45条総務係の部分中第1号及び第2号を削り、第3号  
を第1号とし、同号の次に次の2号を加える

- (2) 消費生活相談センターに関すること。
- (3) 計量に関すること。

第45条総務係の部分の第4号及び第5号を次のように改  
める。

- (4) 労働者の福祉に関すること。
- (5) 就労支援に関すること。

第45条総務係の部分中第6号及び第7号を削り、第8号  
を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、  
同条商工係の部分の部分を次のように改める。

#### 産業振興係

- (1) 商業、鉱工業の指導及び振興に関すること。
- (2) 商店街の活性化に関すること。
- (3) 伝統産業、工芸品の保護奨励及び販路拡張に関す  
ること。
- (4) なら工芸館に関すること。
- (5) 中小企業の金融対策に関すること。
- (6) 中小企業の指導及び振興に関すること。
- (7) 商工業関係諸団体に関すること。

第45条に次のように加える。

#### 創業支援係

- (1) 商業、鉱工業の発展、開発等の企画に関すること。
- (2) 農商工連携及び産学官連携に関すること。
- (3) 企業の誘致に関すること。
- (4) 起業及びその経営支援に関すること。
- (5) 商業振興施設の活用に関すること。
- (6) 中心市街地の活性化に関すること。

第46条農政係の部分中第5号を削り、第6号を第5号と  
し、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条耕地  
係の部分の第8号中「環境保全向上対策」を「保全管理支  
払制度」に改める。

第47条総務係の部分中第5号を第7号とし、第4号の次  
に次の2号を加える。

- (5) 奈良国際文化観光都市建設審議会に関すること。
- (6) 国際特別都市建設連盟等関係団体に関すること。

第47条土地利用係の部分に次の1号を加える。

- (10) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）及び採石  
法（昭和25年法律第291号）に関すること。

第47条の次に次の1条を加える。

（都市計画室交通政策課の事務）

第47条の2 都市計画室交通政策課の分掌事務は、おおむ  
ね次のとおりとする。

#### 交通企画係

- (1) 交通政策に関すること。
- (2) 地域公共交通活性化・再生に関すること。
- (3) 生活交通サービスの導入に関すること。
- (4) 駐車場公社に関すること。
- (5) 自転車利用の促進に関すること。

- (6) JR奈良線複線化促進協議会・関西本線複線電化  
事業・リニア中央エクスプレス建設等に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

#### 交通環境係

- (1) 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59  
年奈良市条例第23号）に関すること。
- (2) 自転車駐車場に関すること。
- (3) パーク&ライド・サイクルライドに関すること。
- (4) 生活路線バスに関すること。
- (5) アシスト自転車のレンタルに関すること。

第48条（見出しを含む。）中「都市計画室JR奈良駅周  
辺開発事務所」を「都市計画室JR奈良駅周辺整備事務所」  
に改める。

第49条の見出し及び同条中「都市計画室西大寺南区画整  
理事務所」を「都市計画室西大寺駅周辺整備事務所」に改  
め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を  
加える。

- (9) 近鉄西大寺駅北地区の整備に関すること。

第51条指導係の部分の第1号中「（昭和62年奈良市告示  
第229号）」の次に「及び大和都市計画区域外の開発事業に  
関する指導要綱（平成17年奈良市告示第42号）」を加え、  
同部分の第3号中「都市計画法に基づく」を「市街化調整  
区域における」に改め、同部分の第4号中「奈良市開発指  
導要綱」の次に「及び大和都市計画区域外の開発事業に関  
する指導要綱」を加え、同部分中第5号を削り、第6号を  
第5号とし、同部分の第7号中「に係る案件の調整及び付  
議」を削り、同号を同部分の第6号とし、同号の次に次の  
1号を加える。

- (7) 都市問題調整会議に関すること。

第51条審査係の部分の第1号を次のように改める。

- (1) 都市計画法に基づく開発行為に関すること（指導  
係の事務に属するものを除く。）。

第51条審査係の部分中第4号を第6号とし、第3号を第  
5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を  
加える。

- (2) 都市計画法第43条に基づく建築等の許可に関する  
こと。
- (3) 奈良市開発指導要綱に基づく開発事業の完了検査  
及び大和都市計画区域外の開発事業に関する指導要  
綱に基づく開発事業の確認及び完了検査に関するこ  
と。

第54条明示係の部分中第5号を第6号とし、第4号を第  
5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を  
加え、同条宅地造成係の部分の部分を削る。

- (3) 街区基準点管理業務に関すること。

第62条企画調整係及び管理係の部分中「企画調整係  
管理係」を  
「企画調整係」に改め、同部分の第1号中「入居者の募集  
及び選考」を「行政財産使用許可」に改め、同部分中第2  
号から第8号までを削り、第9号を第2号とし、第10号か  
ら第13号までを7号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号



を第7号とし、同部分の次に次のように加える。

管理係

- (1) 市営住宅等の入居者の募集及び選考に関すること。
- (2) 公営住宅入居者選考委員会に関すること。
- (3) 市営住宅等の維持管理に関すること。
- (4) コミュニティ住宅附設駐車場の維持管理に関すること。
- (5) 市営住宅等の家賃及び敷金に関すること。
- (6) コミュニティ住宅附設駐車場の使用料及び敷金に関すること。
- (7) 中高層市営住宅駐車場の使用許可及び使用料に関すること。
- (8) 市営住宅等の名義人等の実態調査に関すること。

収納係

- (1) 滞納家賃等の徴収及び交渉に関すること。
- (2) 滞納家賃等の支払請求及び明渡し請求に関すること。
- (3) 滞納家賃等の支払請求調停に関すること。

第62条中「施行監督」を「施工監督」に改める。

第65条中「、室（保健所等複合施設準備室に限る。）」を削る。

第66条第1項中「公室に公室長、」を削り、同条第4項中「市民活動推進課」を「地域活動推進課」に改め、同条第7項を削り、同条第8項中「前2項」を「前項」に改め、「、室」を削り、同条中第8項を第7項とする。

第67条第1項中「公室長、」を削る。

第69条を次のように改める。

(公の施設)

第69条 次表に掲げる部課は、同表右欄に掲げる公の施設を所管する。

所 管		公の施設の種類
部	課	
市民生活部	生活環境課	火葬場
		納骨堂
		墓地
	病院事業課	市立奈良病院
		診療所
		休日夜間応急診療所
		休日歯科応急診療所
市民活動部	協働推進課	ボランティアセンター
	地域活動推進課	地域ふれあい会館
	文化振興課	ならまちセンター
		シルクロード博記念館
		入江泰吉記念奈良市写真美術館
		おんじょう音声館

		ならまち振興館
		名勝大乘院庭園文化館
		なら100年会館
		杉岡華邨書道美術館
		西部会館市民ホール
		市美術館
	スポーツ振興課	体育施設（月ヶ瀬健民運動場、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館を除く。）
		コミュニティスポーツ施設
	人権政策課	青少年野外活動センター
		人権文化センター
共同浴場		
男女共同参画課	自動車駐車場	
	男女共同参画センター	
保健福祉部	福祉政策課	慰霊塔公園
		月ヶ瀬福祉センター
		都祁福祉センター
	障がい福祉課	総合福祉センター
	長寿福祉課	老人福祉センター
老人憩の家		
老人軽作業場		
子ども未来部	子ども育成課	児童館
		放課後児童健全育成事業施設
	保育課	保育所
観光経済部	観光戦略課	グリーンホール
	観光振興課	柳生の里観光施設
		観光センター
		格子の家
		観光自動車駐車場
		針テラス情報館
	都祁温泉フィットネスバード	
	商工労政課	マーチャントシードセンター
		勤労者総合福祉センター
		なら工芸館
都市整備部	交通政策課	自転車駐車場
	公園緑地課	都市公園
		児童遊園

建設部	土木管理課	市営駐車場（西部会館駐車場を除く。）
	住宅課	市営住宅
		改良住宅
		コミュニティ住宅

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(平成23年3月31日掲示済)

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

## 奈良市規則第32号

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良市役所出張所事務分掌規則（昭和44年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条の2に次の1号を加える。

② 所の庶務に関すること。

第2条の3第1項中「総務課 地域振興係 業務係」を「総務住民課」に、「住民課」を「地域振興課 地域振興係 業務係」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 総務住民課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 統計法の規定に基づく各種統計及び調査に関すること。
- (2) 使用料、手数料等の収納に関すること。
- (3) 市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納及び証明に関すること。
- (4) 住所変更に伴う諸手続に関すること。
- (5) 一般廃棄物収集の申込受付に関すること。
- (6) 自衛官募集に関すること。
- (7) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (8) 固定資産課税台帳の閲覧に関すること。
- (9) 地籍図の保管及び閲覧に関すること。
- (10) 住民基本台帳の閲覧に関すること。
- (11) 戸籍法等に基づく各種届出等及び謄抄本、写しその他証明書等の請求の受理、作成及び交付に関すること。
- (12) 戸籍簿、住民基本台帳その他の諸帳簿の調製及び管理に関すること。
- (13) 戸籍法等に基づく職権による事務処理に関すること。
- (14) 相続税法第58条第1項の通知に関すること。
- (15) 人口動態調査に関すること。
- (16) 住民の実態調査に関すること。
- (17) 破産者等に係る照会回答に関すること。
- (18) 破産者名簿、犯罪人名簿等に関すること。
- (19) 印鑑の登録に関すること。

- (20) 印鑑登録証明書の作成に関すること。
  - (21) 埋火葬の許可に関すること。
  - (22) 妊娠届及び死産届並びに母子健康手帳に関すること。
  - (23) 外国人登録事務に関すること。
  - (24) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく事務処理に関すること。
  - (25) 障害者福祉に関する申請等の受付に関すること。
  - (26) 高齢者福祉に関する申請等の受付に関すること。
  - (27) 子ども手当、児童手当及び児童扶養手当に関する申請等の受付に関すること。
  - (28) 特別児童扶養手当の受付に関すること。
  - (29) 保育所入退所の相談及び受付に関すること。
  - (30) 生活保護の相談及び受付に関すること。
  - (31) 戦傷病者及び遺族援護に関する申請等の受付に関すること。
  - (32) 国民年金の資格の取得、喪失等の手続に関すること。
  - (33) 国民健康保険被保険者証の交付及び返還に関すること（更新を除く。）。
  - (34) 国民健康保険の保険給付に関する申請の受付に関すること。
  - (35) 老人保健に関する申請等の受付に関すること。
  - (36) 福祉医療に関する申請等の受付に関すること。
  - (37) 医療費助成金交付請求等の受付に関すること。
  - (38) 老春手帳の交付に関すること。
  - (39) 介護保険に関する申請等の受付に関すること。
  - (40) 後期高齢者医療制度に関する申請等の受付に関すること。
  - (41) その他市長から特に命じられたこと。
  - (42) センター及び課の庶務に関すること。
- 3 地域振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。
- 地域振興係
- (1) 自治会等各種団体との連絡調整に関すること。
  - (2) 地縁による団体の認可申請の受付に関すること。
  - (3) 市民への通知及び連絡に関すること。
  - (4) 地域イベントその他地域の振興に関すること。
  - (5) 地域住民による協議組織に関すること。
  - (6) 送迎用コミュニティバスの運行に関すること。
  - (7) 観光施設及び地域振興施設の維持管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
  - (8) 使用料、手数料等の収納に関すること。
  - (9) 課の庶務に関すること。
- 業務係
- (1) 農林業振興に関する申請等の受付及び各種事業の地元調整に関すること。
  - (2) 道路、橋りょう、河川及び法定外公共物の軽易な維持管理及び各種申請の受付に関すること。
  - (3) 簡易水道に関すること。
  - (4) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の管理に関すること。
  - (5) 不法投棄、水質汚濁、大気汚染、騒音等の苦情及び相談の受付に関すること。

(6) 使用料、手数料、分担金等の収納に関する事。  
第2条の4第1項中「総務課」を「総務住民課」に、「地域振興係」を「住民係」に、「住民課」を「地域振興課」に改め、同条第2項中「総務課」を「総務住民課」に改め、同項総務系の部分の第4号中「住民課」を「住民係」に改め、同項地域振興系の部分を次のように改める。

住民係

- (1) 住民基本台帳の閲覧に関する事。
- (2) 戸籍法等に基づく各種届出等及び謄抄本、写しその他証明書等の請求の受理、作成及び交付に関する事。
- (3) 戸籍簿、住民基本台帳その他の諸帳簿の調製及び管理に関する事。
- (4) 戸籍法等に基づく職権による事務処理に関する事。
- (5) 使用料及び手数料の収納に関する事。
- (6) 相続税法第58条第1項の通知に関する事。
- (7) 人口動態調査に関する事。
- (8) 住民の実態調査に関する事。
- (9) 破産者等に係る照会回答に関する事。
- (10) 破産者名簿、犯罪人名簿等に関する事。
- (11) 印鑑の登録に関する事。
- (12) 印鑑登録証明書の作成に関する事。
- (13) 埋火葬の許可に関する事。
- (14) 妊娠届及び死産届並びに母子健康手帳に関する事。
- (15) 外国人登録事務に関する事。
- (16) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく事務処理に関する事。
- (17) 国民健康保険被保険者証の交付及び返還に関する事（更新を除く。）。
- (18) 障害者福祉に関する申請等の受付に関する事。
- (19) 高齢者福祉に関する申請等の受付に関する事。
- (20) 子ども手当、児童手当及び児童扶養手当に関する申請等の受付に関する事。
- (21) 特別児童扶養手当の受付に関する事。
- (22) 保育所入退所の相談及び受付に関する事。
- (23) 生活保護の相談及び受付に関する事。
- (24) 戦傷病者及び遺族援護に関する申請等の受付に関する事。
- (25) 国民年金の資格の取得、喪失等の手続に関する事。
- (26) 国民健康保険の保険給付に関する申請の受付に関する事。
- (27) 老人保健に関する申請等の受付に関する事。
- (28) 福祉医療に関する申請等の受付に関する事。
- (29) 医療費助成金交付請求等の受付に関する事。
- (30) 老春手帳の交付に関する事。
- (31) 介護保険に関する申請等の受付に関する事。
- (32) 後期高齢者医療制度に関する申請等の受付に関する事。

第2条の4第3項産業系の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第4項を次のように改める。

4 地域振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 自治会等各種団体との連絡調整に関する事。
- (2) 地縁による団体の認可申請の受付に関する事。
- (3) 市民への通知及び連絡に関する事。
- (4) 地域イベントその他地域の振興に関する事。
- (5) 地域住民による協議組織に関する事。
- (6) 観光施設及び地域振興施設の維持管理に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (7) 課の庶務に関する事。

第5条第1項中「月ヶ瀬行政センター総務課及び都祁行政センター総務課」を「月ヶ瀬行政センター地域振興課及び都祁行政センター地域振興課」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。  
(公の施設)

第8条 次表に掲げる出張所・課は、同表右欄に掲げる公の施設を所管する。

所 属		公の施設の種類
出張所	課	
月ヶ瀬行政センター	地域振興課	梅の郷月ヶ瀬温泉
		月ヶ瀬梅の資料館
		特産品等直売施設
		粉末茶加工施設
		農林漁業体験実習館
		農産物加工センター
		農林水産物直売・食材供給施設
		伝統的家屋交流施設
		月ヶ瀬健民運動場
		月ヶ瀬体育館
		都祁行政センター
農産物加工センター		
広場等利用施設及び観光農園管理施設		
都祁体育館		

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第33号

奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則  
奈良市保健所組織規則（平成14年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保健予防課 支援管理係 保健予防係」を「保健予防課 医療給付係 感染症係 予防接種係」に改め、「健康増進課 医療給付係 母子保健係 予防健診係 健康推進係 保健指導係」を「健康増進課 管理係 検診推進係 母子健診係 母子保健係 成人保健係」に改める。

第4条企画調整係の部分中第17号を第18号とし、同部分の第16号中「保健所内他課他係」を「保健所内他課」とし、同号を同部分の第17号とし、同部分中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を削り、第12号を第14号とし、第11号を削り、第10号を第13号とし、第7号から第9号を3号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 食育推進計画の啓発に関する事。
- (8) たばこ対策の推進に関する事。
- (9) 健康づくり推進の企画調整に関する事。

第4条医事係に次の2号を加える。

- (11) 骨髄バンクに関する事。
- (12) 保健関係職員の研修に関する事。

第6条支援管理係の部分中「支援管理係」を「医療給付係」に改め、同部分中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 肝炎治療費助成に関する事。
- (6) 未熟児養育医療、身体障害児自立支援医療、結核児童の療育及び小児慢性特定疾患児の医療の給付に関する事。
- (7) 特定疾患治療研究事業に関する事。

第6条保健予防係の部分の部分を次のように改める。

感染症係

- (1) 結核、エイズ、その他感染症対策に関する事。
- (2) 検疫に関する事。

第6条精神保健難病係の部分の前に次のように加える。

予防接種係

- (1) 予防接種の企画及び実施に関する事。
- (2) 予防接種の普及啓発に関する事。
- (3) 予防接種ワクチン所要量の確保及び保管に関する事。
- (4) その他予防接種に関する事。

第6条精神保健難病係の部分の第4号から第6号までを次のように改め、同部分の第7号及び第8号並びに同条第2項を削る。

- (4) 自殺対策に関する事。
- (5) 難病患者地域支援対策推進事業に関する事。
- (6) その他精神保健及び難病対策に関する事。

第7条医療給付係の部分中「医療給付係」を「管理係」に改め、同部分の第1号中「未熟児養育医療、身体障害児育成医療、結核児童の療育及び小児慢性特定疾患児の医療の給付並びに特定不妊治療費助成」を「特定不妊治療費及び一般不妊治療費の助成」に改め、同部分中第4号を第5

号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 妊娠判定受診料及び妊婦健康診査費用の助成に関する事。

第7条母子保健係の部分の部分を次のように改める。

検診推進係

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康診査及び各種検診の企画、調整及び実施に関する事。
- (2) 特定保健指導の企画及び調整に関する事。
- (3) 特定保健指導の事務処理に関する事。

第7条予防健診係の部分中「予防健診係」を「母子健診係」に改め、同部分の第2号から第4号までを次のように改め、同部分の第5号を削る。

- (2) 母子保健推進会議に関する事。
- (3) 妊産婦、乳幼児及び未熟児訪問に関する事。
- (4) 母子の歯科保健に関する事。

第7条健康推進係の部分の部分を次のように改める。

母子保健係

- (1) 母子の健康教育及び健康相談に関する事。
- (2) 生涯を通じた女性の健康支援に関する事。
- (3) 母子健康手帳の作成及び交付に関する事。
- (4) 長期療養児の保健指導に関する事。
- (5) 母子の栄養に関する事。
- (6) その他成人保健、特定保健指導に関する事。

第7条保健指導係の部分中「保健指導係」を「成人保健係」に改め、同部分の第1号中「特定保健指導の企画及び調整」を「成人の健康教育及び健康相談」に改め、同部分の第4号中「特定保健指導」を「成人保健及び特定保健指導」に改め、同号を同部分の第9号とし、同部分中第3号を第8号とし、第2号を第7号とし、第1号の次に次の5号を加える。

- (2) 健康増進法による機能訓練及び訪問指導に関する事。
- (3) 成人の健康づくりの啓発に関する事。
- (4) 地域における健康づくりの推進及び人材育成に関する事。
- (5) 成人の栄養に関する事。
- (6) 成人の歯科保健に関する事。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第34号

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則

(奈良市職員表彰規則の一部改正)

第1条 奈良市職員表彰規則（平成2年奈良市規則第18号）

の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「市長公室」を「総務部」に改め、同条第3項第5号を次のように改める。

(5) 総務部長

(奈良市副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 奈良市副市長事務分担規則(平成22年奈良市規則第82号)の一部を次のように改正する。

第3条福井副市長の部分の第1号中「総務部」を「総合政策部」に改め、同部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同部分の第6号中「保健所」を「子ども未来部」に改め、同号を同部分の第5号とし、同部分の第7号中「環境清美部」を「環境部」に改め、同号を同部分の第6号とし、同部分中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とする。

第3条津山副市長の部分の第1号中「市長公室」を「総務部」に改め、同部分に次の1号を加える。

(11) 固定資産評価審査委員会との調整に関する事務  
(奈良市専門委員設置規則の一部改正)

第3条 奈良市専門委員設置規則(昭和62年奈良市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表中	を	総務部 契約室 工事検査課	総務部 契約室 技術監理課
		環境清美部 企画総務課	環境部 環境事業室 企画総務課
		市長公室 行政経営課	総合政策部 行政経営課

に改める。

(奈良市役所連絡所設置規則の一部改正)

第4条 奈良市役所連絡所設置規則(昭和52年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市民活動推進課」を「地域活動推進課」に改める。

(市長の職務を代理する職員を定める規則の一部改正)

第5条 市長の職務を代理する職員を定める規則(昭和37年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

本則中「市長公室長」を「総合政策部長」に改める。

(奈良市表彰審査委員会規則の一部改正)

第6条 奈良市表彰審査委員会規則(昭和33年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市長公室長」を「総合政策部長」に改める。

(奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部改正)

第7条 奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則(昭和42年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 総務部長

(奈良市住居表示審議会規則の一部改正)

第8条 奈良市住居表示審議会規則(昭和40年奈良市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市民活動推進課」を「地域活動推進課」に改める。

(奈良市総合計画審議会規則の一部改正)

第9条 奈良市総合計画審議会規則(平成元年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画政策課」を「総合政策課」に改める。

(奈良市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)

第10条 奈良市青少年問題協議会条例施行規則(昭和40年奈良市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条中「青少年指導課」を「地域教育課」に改める。

(奈良市人権施策協議会規則の一部改正)

第11条 奈良市人権施策協議会規則(平成15年奈良市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第7条中「人権施策課」を「人権政策課」に改める。

(奈良市文化振興計画推進委員会規則の一部改正)

第12条 奈良市文化振興計画推進委員会規則(平成19年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「文化・スポーツ振興課」を「文化振興課」に改める。

(奈良市もてなしのまちづくり推進委員会規則の一部改正)

第13条 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会規則(平成21年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第5条中「企画政策課」を「協働推進課」に改める。

(奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会規則の一部改正)

第14条 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会規則(平成21年奈良市規則第70号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市民活動推進課」を「協働推進課」に改める。

(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)

第15条 奈良市緑花推進会議設置規則(昭和48年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号を次のように改める。

(1) 総合政策部長

第3条第3項中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号を次のように改める。

(6) 子ども未来部長

第3条第3項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 環境部長

別表企画部の項を次のように改める。

総合政策部	総合政策課長
-------	--------

別表市民活動部の項中「市民活動推進課長 文化・スポーツ振興課長 生涯学習課長 人権施策課長」を「協働推進課長 地域活動推進課長 文化振興課長 スポーツ振興課長 人権施策課長」に改め、同表保健福祉部の

項中「福祉総務課長 子育て課長 保育課長」を「福祉政策課長」に改め、同項の次に次のように加える。

子ども未来部	子ども育成課長 保育課長
--------	--------------

別表教育委員会事務局の項中「教育総務課長」を「教育総務課長 地域教育課長」に改める。

(奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正)

第16条 奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則(平成6年奈良市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 副本部長は、前項の副市長以外の副市長、水道事業管理者及び教育長をもって充てる。

別表第1班の項中「市長公室長」を「総合政策部長」に、「市長公室」を「総合政策部」に改め、同表第2班の項を削り、同表第3班の項中「第3班」を「第2班」に改め、同表第4班の項中「第4班」を「第3班」に改め、同表第5班の項中「第5班」を「第4班」に改め、同項の次に次のように加える。

第5班	子ども未来部長	子ども未来部
-----	---------	--------

別表第7班の項中「環境清美部長」を「環境部長」に、「環境清美部」を「環境部」に改める。

(奈良市情報化推進に関する規則の一部改正)

第17条 奈良市情報化推進に関する規則(平成22年奈良市規則第85号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「公室及び」を削り、「、消防局」を「及び消防局」に改める。

第3条第2項中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(奈良市情報公開審査会規則の一部改正)

第18条 奈良市情報公開審査会規則(平成9年奈良市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第4条中「広報広聴課」を「文書法制課」に改める。

(奈良市個人情報保護審議会規則の一部改正)

第19条 奈良市個人情報保護審議会規則(平成14年奈良市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「広報広聴課」を「文書法制課」に改める。

(奈良市法令遵守の推進に関する規則の一部改正)

第20条 奈良市法令遵守の推進に関する規則(平成19年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「市長公室」を「総務部」に改める。

別表中「市長公室長 企画部長」を「総合政策部長」

別記第8号様式中

係員	係長	補佐	財政課長	総務部長	副市長	市長
----	----	----	------	------	-----	----

を

係員	係長	補佐	財政課長	総合政策部長	副市長	市長
----	----	----	------	--------	-----	----

に改める。

別記第10号様式中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

別記第11号様式中

に、「保健福祉部長」を「保健福祉部長 子ども未来部長」に、「環境清美部長」を「環境部長」に改める。

(奈良市職員安全衛生規則の一部改正)

第21条 奈良市職員安全衛生規則(昭和55年奈良市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市長公室長」を「総務部長」に改める。

(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第22条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年奈良市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第11条第1項中「環境清美部」を「環境事業室及び施設課」に改める。

第27条第1項第1号中「並びに債権整理課」及び「並びに税外未収債権調査等」を削り、同項第4号中「人権施策課」を「人権政策課」に改め、同項第8号中「工事検査課」を「技術監理課」に改め、同項第9号中「JR奈良駅周辺開発事務所及び西大寺南区画整理事務所」「JR奈良駅周辺整備事務所及び西大寺駅周辺整備事務所」に改め、同項第14号中「下水道維持課」を「下水道総務課」に改め、同項第15号中「工場等」に改める。

(奈良市職員被服貸与規則の一部改正)

第23条 奈良市職員被服貸与規則(昭和42年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項中「環境清美部」を「環境事業室及び施設課」に改める。

別表第1の3の2の項中「工事検査課」を「技術監理課」に改める。

(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第24条 奈良市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「議会議務局庶務課長」を「議会議務局議会議務課長」に改める。

第4条、第5条、第6条第1項、第7条、第8条、第9条第1項、第10条から第13条まで、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条第2項、第18条第2項、第19条第1項から第3項まで、第21条第1項から第3項まで、第25条第1項及び第3項、第26条並びに第27条中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

「年度 係員 係長 補佐 財政課長 総務部長 副市長 市長」を

「年度 係員 係長 補佐 財政課長 総合政策部長 副市長 市長」に改める。

別記第12号様式中「総 務 部 長」を「総合政策部長」に改める。

別記第14号様式中

「係員 係長 補佐 財政課長 総務部長」を

「係員 係長 補佐 財政課長 総合政策部長」に改める。

(奈良市庁舎管理規則の一部改正)

第25条 奈良市庁舎管理規則(昭和42年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中 「議会事務局 庶務課長」を「議会事務局 議会総務課長」に改める。

別表中「企画政策課長」を「観光振興課長」に、「文化・スポーツ振興課長」を「文化振興課長」に改める。

(奈良市公用車管理規則の一部改正)

第26条 奈良市公用車管理規則(昭和47年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「市長公室長」を「総務部長」に改める。

(奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対策委員会規則の一部改正)

第27条 奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対策委員会規則(昭和53年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第9条中「環境清美部土地改良清美事務所」を「土地改良清美事務所」に改める。

(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

第28条 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和48年奈良市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第30条中「環境清美部企画総務課」を「企画総務課」に改める。

(大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)土地区画整理審議会会議規則の一部改正)

第29条 大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)土地区画整理審議会会議規則(昭和61年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「JR奈良駅周辺開発事務所」を「JR奈良駅周辺整備事務所」に改め、同条第2号中「西大寺南区画整理事務所」を「西大寺駅周辺整備事務所」に改め、同条第3号中「JR奈良駅周辺開発事務所」を「JR奈良駅周辺整備事務所」に改める。

(奈良市病院事業会計規則の一部改正)

第30条 奈良市病院事業会計規則(平成16年奈良市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第54条第1項、第55条、第56条第2項、第57条及び第58条第1項中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第35号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、図書館」及び「及び教育センター準備室」を削り、「教育委員会の管理に属する機関」の次に「(公民館を除く。教育センターにあつては課)」を加え、「議会事務局庶務課」を「議会事務局議会総務課」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、現金分任出納員にあつては、出納員の承認を得て書面による事務引継を省略することができる。

第19条の2第2項中「つり銭資金交付申請書」の次に「(別記第34号様式)」を加え、同条第4項中「つり銭資金保管簿」の次に「(別記第35号様式)」を加え、同条第5項中「年度の末日(保管の理由が消滅したときは、当該消滅した日)」を「保管の理由が消滅した日」に改め、「つり銭資金返納書」の次に「(別記第36号様式)」を加え、同条に

次の1項を加える。

6 出納員は、つり銭資金として交付を受けた現金を翌年度に繰り越して保管するときは、年度の末日までに、つり銭継続申請書（別記第37号様式）を会計管理者に提出別表第1中

しなければならない。

第23条第1項第2号イ(ウ)中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年度等における子ども手当の支給等に関する法律」に改める。

現金分任出納員の設置箇所	現金分任出納員	委任するものとする事務	を
--------------	---------	-------------	---

現金分任出納員の設置箇所	現金分任出納員	委任するものとする事務	に改め、同表広報広聴課の項か
総合政策課	課長を除く課員	所管に係る図書の売却代金の収納	

ら産業廃棄物対策課の項までを削り、同表文書法制課の項に次のように加える。

情報公開係長及び係員	所管に係る実費徴収金の収納
------------	---------------

別表第1管財課の項に次のように加える。

庁舎管理係長及び係員	所管に係る使用料の収納
------------	-------------

別表第1管財課の項の次に次のように加える。

保健所・教育総合センター管理課	主任及び係員	所管に係る使用料の収納
-----------------	--------	-------------

別表第1市民課の項及び西部出張所住民課の項中「手数料」を「使用料及び手数料」に改め、同表月ヶ瀬行政センター総務課の項から都祁行政センター総務課の項までを次のように改める。

月ヶ瀬行政センター 総務住民課	課長を除く課員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
月ヶ瀬行政センター 地域振興課	課長補佐、業務係長及び係員	所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納
都祁行政センター 総務住民課	課長補佐、総務係長及び係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納
	課長補佐、住民係長及び係員	1 所管に係る使用料及び手数料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納

別表第1都祁行政センター住民課の項を削り、同表市民活動推進課の項中「市民活動推進課」を「地域活動推進課」に、「地区調整主任」を「総務係長、係員及び地区調整員」に改め、同表文化・スポーツ振興課の項中「文化・スポーツ振興課」を「文化振興課」に、「文化振興係長及び係員」

を「主任」に改め、同表生涯学習課の項を削り、同表人権施策課の項中「人権施策課」を「人権政策課」に改め、同表図書館の項を削り、同表福祉総務課の項中「福祉総務課」を「福祉政策課」に改め、同表子育て課の項から保育所の項までを削り、同表介護福祉課の項中「並びに予防係長及



び係員」を「、予防係長及び係員並びに施設指導係長及び係員」に改め、同表長寿福祉課の項の次に次のように加える。

子ども育成課	放課後児童育成係長及び係員	児童育成料の収納
子育て相談課	ひとり親家庭支援係長及び係員	1 母子寡婦福祉資金、母子福祉生業資金及び母子福祉奨学資金の貸付回収金の収納 2 助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納
保育課	保育所係長及び係員	1 保育所保育料の収納 2 認定こども園教育保育利用者負担金の収納 3 認定こども園預かり保育利用者負担金の収納 4 所管に係る利用料の収納 5 所管に係る実費徴収金の収納
保育所	保育園長、副園長、主任及び保育士	1 保育所保育料の収納 2 認定こども園教育保育利用者負担金の収納 3 認定こども園預かり保育利用者負担金の収納 4 所管に係る利用料の収納 5 所管に係る実費徴収金の収納

別表第1保健予防課の項を次のように改める。

保健予防課	感染症係長及び係員	所管に係る実費徴収金の収納
	予防接種係長及び係員	所管に係る実費徴収金の収納

別表第1健康増進課の項中「医療給付係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表都祁保健センターの項中「主任」を「所長、主任」に改め、同表観光交流課の項を次のように改める。

環境政策課	課長を除く課員	1 所管に係る手数料の収納 2 奈良市路上喫煙防止に関する条例（平成20年奈良市条例第52号）第11条に規定する過料の収納
-------	---------	--

別表第1商工労政課の項の前に次のように加える。

産業廃棄物対策課	審査係長及び係員	所管に係る手数料の収納
	指導啓発係長及び係員	生活環境の保全上の支障の除去等の措置に係る費用の徴収金の収納

別表第1商工労政課の項を次のように改める。

商工労政課	課長補佐、総務係長及び係員	1 特定計量器定期検査手数料の収納 2 適正計量管理事業所指定検査手数料の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
	産業振興係長及び係員	1 中小企業貸付回収金の収納 2 同和地区中小企業開業資金貸付回収金の収納

別表第1 JR奈良駅周辺開発事務所の項中「JR奈良駅周辺開発事務所」を「JR奈良駅周辺整備事務所」に改め、同表西大寺南区画整理事務所の項中「西大寺南区画整理事務所」を「西大寺駅周辺整備事務所」に改め、同表公園緑地課の項中「手数料」を「使用料及び手数料」に改め、同表開発指導課の項及び建築指導課の項中「指導係長及び審査係長」を「課長を除く課員」に改め、同表住宅課の項を次のように改める。

住宅課	企画調整係長及び係員、管理係長及び係員並びに収納係長及び係員	所管に係る使用料、手数料及び敷金並びにこれらの附帯金の収納
-----	--------------------------------	-------------------------------

別表第1 教育総務課の項の次に次のように加える。

地域教育課	生涯学習係長及び係員	所管に係る手数料の収納
図書館	主任及び係員	1 所管に係る弁償金の収納 2 所管に係る複写料の収納

別表第1 文化財課の項中「1 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入」を「1 市史の売却代金」に、「2 市史の売却代金」を「2 所管に係る資料代金その他の実費徴収金」に改め、同表埋蔵文化財調査センターの項中「所管に係る資料代金その他の実費徴収金の収納」を「1 所管に係る資料代金その他の実費徴収金の収納」に改め、同表学務課の項を削り、同表幼稚園の項の次に次のように加える。

保健給食課	給食係長及び係員	所管に係る負担金の収納
教育支援課	課長補佐、総務係長及び係員	所管に係る使用料の収納

別表第1 議会事務局庶務課の項中「議会事務局庶務課」を「議会事務局議会総務課」に改める。

別表第2 中

出納員	委任するものとする事務	を
-----	-------------	---

出納員	委任するものとする事務	に改め、同表広報広聴課長の
総合政策課長	所管に係る図書の売却代金の収納	

項から産業廃棄物対策課長の項までを削り、同表文書法制課長の項中「3 所管に係る図書の売却代金の収納」を「3 所管に係る図書の売却代金の収納」に改め、同表管財課長の項中「4 所管に係る実費徴収金の収納」を「4 普通財産貸付料の収納」に改め、同項の次に次のように加える。

保健所・教育総合センター管理課長	所管に係る使用料の収納
------------------	-------------

別表第2 市民課長の項及び西部出張所住民課長の項中「手数料」を「使用料及び手数料」に改め、同表月ヶ瀬行政センター住民課長の項を次のように改める。

月ヶ瀬行政センター 総務住民課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税及び介護保険料並びに後期高齢者医療保険料並びにこれらの附帯金の収納</li> <li>2 所管に係る使用料、手数料等の収納</li> <li>3 所管に係る実費徴収金の収納</li> </ol>
月ヶ瀬行政センター 地域振興課長	所管に係る使用料、手数料及び分担金の収納

別表第2 都祁行政センター総務課長の項中「総務課長」を「総務住民課長」に、「2 所管に係る使用料、手数料等の収納」を「2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表都祁行政センター住民課長の項を削り、同表市民活動推進課長の項中「市民活動推進課長」を「地域活動推進課長」に改め、同表文化・スポーツ振興課長の項を次のように改める。

文化振興課長	所管に係る文化事業収入の収納
--------	----------------

別表第2 生涯学習課長の項を削り、同表人権施策課長の項中「人権施策課長」を「人権政策課長」に改め、同表図書館長の項を削り、同表福祉総務課長の項中「福祉総務課長」を「福祉政策課長」に改め、同表子育て課長の項及び保育課長の項を削り、同表長寿福祉課長の項の次に次のように加える。

子ども育成課長	児童育成料の収納
子ども相談課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 母子寡婦福祉資金、母子福祉生業資金及び母子福祉奨学資金の貸付回収金の収納</li> <li>2 助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納</li> </ol>
保育課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所保育料の収納</li> <li>2 認定こども園教育保育利用者負担金の収納</li> <li>3 認定こども園預かり保育利用者負担金の収納</li> <li>4 所管に係る利用料の収納</li> <li>5 所管に係る実費徴収金の収納</li> </ol>

別表第2 土地改良清美事務所長の項の次に次のように加える。

環境政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管に係る手数料の収納</li> <li>2 奈良市路上喫煙防止に関する条例第11条に規定する過料の収納</li> </ol>
--------	--

別表第2 観光交流課長の項を次のように改める。

産業廃棄物対策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管に係る手数料の収納</li> <li>2 生活環境の保全上の支障の除去等の措置に係る費用の徴収金の収納</li> </ol>
-----------	---

別表第2 商工労政課長の項を次のように改める。

商工労政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定計量器定期検査手数料の収納</li> <li>2 適正計量管理事業所指定検査手数料の収納</li> <li>3 中小企業貸付回収金の収納</li> <li>4 同和地区中小企業開業資金貸付回収金の収納</li> <li>5 所管に係る実費徴収金の収納</li> </ol>
--------	---

別表第2 JR奈良駅周辺開発事務所長の項中「JR奈良駅周辺開発事務所長」を「JR奈良駅周辺整備事務所長」に改め、同表西大寺南区画整理事務所長の項中「西大寺南

区画整理事務所長」を「西大寺駅周辺整備事務所長」に改め、同表公園緑地課長の項中「手数料」を「使用料及び手数料」に改め、同表住宅課長の項を次のように改める。

住宅課長	所管に係る使用料、手数料及び敷金並びにその附帯金の収納
------	-----------------------------

別表第2 教育総務課長の項の次に次のように加える。

地域教育課長	1 所管に係る事業収入の収納 2 所管に係る手数料の収納
図書館長	1 所管に係る弁償金の収納 2 所管に係る複写料の収納

別表第2 文化財課長の項中「埋蔵文化財発掘調査受託事業収入」を「市史売却代金」に、「2 市史の売却代金」を「2 所管に係る資料代金その他の実費徴収金」に改め、

同表埋蔵文化財調査センター所長の項及び学務課長の項を次のように改める。

埋蔵文化財調査センター所長	1 所管に係る資料代金その他の実費徴収金の収納 2 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入の収納
保健給食課長	所管に係る負担金の収納

別表第2 消防局総務課長の項の前に次のように加える。

教育支援課長	所管に係る使用料の収納
--------	-------------

別表第2 議会事務局庶務課長の項中

議会事務局庶務課長

を

議会事務局議会総務課長

に改める。

別記第1号様式中「奈良市会計管理者」を削る。

様」を「(あて先)奈良市会計管理者」に改める。

別記第31号様式及び第32号様式中「第34号様式(第19条の2関係)

別記第33号様式の次に次の4様式を加える。

つり銭資金交付申請書

金 円

上記の金額をつり銭用資金として申請します。

年 月 日

(あて先)奈良市会計管理者

所 属

出納員

印

第35号様式 (第19条の2 関係)

つり銭資金保管簿

年 月	日	現金分任出納員		金額	受領印	返還年 月日		出納員 印	考 備
		氏	名			月	日		

第36号様式 (第19条の2 関係)

つり銭資金返納書

金

円

上記の金額を返納します。

返納理由

年 月 日

(あて先) 奈良市会計管理者

所 属

出納員

印

第37号様式 (第19条の2 関係)

つり銭資金継続申請書

金

円

上記の金額をつり銭用資金として継続申請します。

年 月 日

(あて先) 奈良市会計管理者

所 属

出納員

印

領 収 証 書	金 円
上記の金額を受領しました。	
(あて先) 所 属	領収年月日
出納員	
奈良市会計管理者	

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。ただし、第19条の 2 の改正規定は公布の日から施行する。

(平成23年 3月31日揭示済)

奈良市福祉事務所長事務委任規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第36号

奈良市福祉事務所長事務委任規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第 4 項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第 2 項及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第 9 条第 8 項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第 2 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を福祉事務所長に委任することについて必要な事項を定めるものとする。  
(委任事務)

第 2 条 市長は、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。ただし、異例又は重要と認められるものは、あらかじめ市長の指示を受けなければならない。

- (1) 生活保護法に基づく事務のうち次に掲げるもの
  - ア 生活保護法第24条の規定による申請による保護の開始及び変更に関すること。
  - イ 生活保護法第25条の規定による職権による保護の開始及び変更に関すること。
  - ウ 生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止及びこれらの通知に関すること。
  - エ 生活保護法第27条の規定による指導又は指示に関すること。
  - オ 生活保護法第28条の規定による調査又は検診及び申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。
  - カ 生活保護法第29条の規定による調査の囑託又は報告の請求に関すること。
  - キ 生活保護法第30条から第37条の 2 までの規定による保護の方法に関すること。
  - ク 生活保護法第48条第 4 項の規定による届出の受理に関すること。
  - ケ 生活保護法第62条の規定による保護の変更、停止又は廃止に関すること。
  - コ 生活保護法第63条の規定により被保護者が返還する金額の決定に関すること。
  - サ 生活保護法第76条第 1 項の規定による遺留金品の処分に関すること。
  - シ 生活保護法第77条第 1 項の規定による費用の徴収並びに同条第 2 項の規定による扶養義務者との協議及び家庭裁判所に対する申立てに関すること。
  - ス 生活保護法第78条の規定による費用の徴収に関すること。

- セ 生活保護法第80条の規定による保護金品の返還の免除に関すること。
  - ソ 生活保護法第81条の規定による後見人の選任の請求に関すること。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条に規定する支援給付の実施に関すること。
  - (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの
    - ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条及び第19条の規定による障害児福祉手当の支給及び認定に関すること。
    - イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第24条の規定による不正利得の徴収に関すること。
    - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の 2 及び同法第26条の 5 において準用する同法第19条の規定による特別障害者手当の支給及び認定に関すること。
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条の規定による調査に関すること。
    - オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条の規定による調査等に関すること。
  - (4) 身体障害者福祉法に基づく事務のうち次に掲げるもの
    - ア 身体障害者福祉法第 9 条第 7 項の規定による身体障害者更生相談所への判定の依頼に関すること。
    - イ 身体障害者福祉法第17条の 2 第 1 項の規定による診査、更生相談等に関すること。
    - ウ 身体障害者福祉法第18条の規定による障害福祉サービスの提供及び障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。
    - エ 身体障害者福祉法第18条の 3 の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。
    - オ 身体障害者福祉法第23条の規定による売店の設置に係る協議、調査等に関すること。
    - カ 身体障害者福祉法第38条第 1 項の規定による費用の徴収に関すること。
  - (5) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく事務のうち次に掲げるもの
    - ア 知的障害者福祉法第 9 条第 5 項の規定による知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言に関すること。
    - イ 知的障害者福祉法第 9 条第 6 項の規定による知的障害者更生相談所への判定依頼に関すること。
    - ウ 知的障害者福祉法第15条の 4 の規定による障害福祉サービスの提供に関すること。
    - エ 知的障害者福祉法第16条の規定による障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。
    - オ 知的障害者福祉法第17条の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。
    - カ 知的障害者福祉法第27条の規定による費用の徴収

に関すること。

(6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

ア 老人福祉法第11条に規定する老人ホーム入所措置等に関すること。

イ 老人福祉法第27条第1項の規定による遺留金品の処分に関すること。

ウ 老人福祉法第28条の規定による費用の徴収に関すること。

エ 老人福祉法第36条の規定による調査の嘱託及び報告の請求に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(奈良市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)
- 2 奈良市福祉事務所事務分掌規則（平成元年奈良市規則第20号）の一部を次のように改める。

第2条中「の定めるところによる」を「に定めるものうち奈良市福祉事務所長事務委任規則（平成23年奈良市規則第36号）の規定により奈良市福祉事務所長に委任された事務とする」に改める。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市青年の家交楽館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第37号**

奈良市青年の家交楽館条例施行規則を廃止する規則  
奈良市青年の家交楽館条例施行規則（平成20年奈良市規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市青少年児童会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第38号**

奈良市青少年児童会館条例施行規則を廃止する規則  
奈良市青少年児童会館条例施行規則（昭和42年奈良市規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及び地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第39号**

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及び地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則の一部改正）

第1条 市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則（昭和28年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4号中「、西部営業所」を削り、第5号中「所長補佐」を「所長」に改める。

（地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則（昭和41年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4号中「、西部営業所」を削り、第5号中「所長補佐」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第40号**

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍事務専用市長印の項中

月ヶ瀬行政センター住民課
都祁行政センター住民課

を

月ヶ瀬行政センター総務住民課
都祁行政センター総務住民課

に改め、同表出張所・連絡所専用市長印

の項中

月ヶ瀬行政センター総務課
月ヶ瀬行政センター住民課
都祁行政センター総務課

を

月ヶ瀬行政センター総務住民課
月ヶ瀬行政センター地域振興課
都祁行政センター総務住民課

に、



「都祁行政センター住民課」を「都祁行政センター地域振興課」に改め、同表住居表示専用市長印の項中「市民活動推進課」を「地域活動推進課」に改め、同表福祉事務専用市長印の項中「福祉総務課」を「福祉政策課」に改め、同表国土利用計画事務専用市長印の項中「企画政策課」を「都市計画課」に改め、同表ボランティアセンター事務専用市長印の項中「市民活動推進課」を「協働推進課」に改め、同表文化施設事務専用市長印の項中「文化・スポーツ振興課」を「文化振興課」に改め、同表街区基準点管理保全事務専用市長印の項中「企画政策課」を「土木管理課」に改め、同表公民館事務専用市長印の項中「生涯学習課」を「地域教育課」に改め、同表市長認印の項中

「月ヶ瀬行政センター住民課」	を	「月ヶ瀬行政センター総務住民課」	に改め、同表戸籍事務専用市長認印の項中
「都祁行政センター住民課」	を	「都祁行政センター総務住民課」	

「月ヶ瀬行政センター住民課」を「月ヶ瀬行政センター住民課」に改め、同表戸籍事務専用市長認印の項中

「月ヶ瀬行政センター総務住民課」	を	「月ヶ瀬行政センター住民課」	に改める。
「都祁行政センター総務住民課」	を	「都祁行政センター住民課」	

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。  
(平成23年 3月31日掲示済)

奈良市福祉事務所長事務委任規則の施行に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第41号

奈良市福祉事務所長事務委任規則の施行に伴う関連規則の整備に関する規則

(奈良市生活保護法施行細則の一部改正)

第 1 条 奈良市生活保護法施行細則（平成13年奈良市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「市長」を「福祉事務所長（以下「所長」という。）」に改める。

第 3 条、第 6 条、第 7 条の 3 及び第 8 条中「市長」を「所長」に改める。

別記第 1 号様式から第 7 号様式まで、第10号様式から第22号様式まで、第24号様式及び第25号様式中「奈良市長」を「奈良市福祉事務所長」に改める。

（老人福祉法に基づく福祉の措置に関する規則の一部改正）

第 2 条 老人福祉法に基づく福祉の措置に関する規則（昭和62年奈良市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市長」を「福祉事務所長（以下「所長」という。）」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条並びに第 5 条中「市長」を「所長」に改める。

別記第 1 号様式から第 4 号様式までの規定中「奈良市長 氏 名」を「奈良市福祉事務所長」に改める。

別記第 5 号様式中「奈良市長 氏 名様」を「（あて先）奈良市福祉事務所長」に改める。

別記第 7 号及び第 8 号様式中「奈良市長 氏 名」を「奈良市福祉事務所長」に改める。

（老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正）

第 3 条 老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和55年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「市長」を「福祉事務所長」に改める。

別記第 1 号様式中「奈良市長様」を「（あて先）奈良市福祉事務所長」に改める。

別記第 2 号様式中「奈良市長」を「奈良市福祉事務所長」に改める。

(奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則の一部改正)

第 4 条 奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則（平成12年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「市長」を「福祉事務所長（以下「所長」という。）」に改める。

第 3 条、第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条から第 7 条まで並びに第 9 条中「市長」を「所長」に改める。

別記第 1 号様式中「奈良市長」を「奈良市福祉事務所長」に改める。

別記第 4 号様式中「奈良市長 名様」を「（あて先）奈良市福祉事務所長」に改める。

別記第 5 号様式中「奈良市長」を「奈良市福祉事務所

長」に改める。

別記第6号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市福祉事務所長」に改める。

(奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第5条 奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市長」を「福祉事務所長(以下「所長」という。)」に改める。

第8条中「市長」を「所長」に改める。

別記第2号様式及び第8号から第12号様式までの規定中「奈良市長」を「奈良市福祉事務所長」に改める。

(奈良市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第6条 奈良市知的障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市長」を「福祉事務所長(以下「所長」という。)」に改める。

第3条第1項及び第4条から第7条までの規定中「市長」を「所長」に改める。

別記第1号様式から第3号様式までの規定中「奈良市長」を「奈良市福祉事務所長」に改める。

別記第4号様式及び第6号様式中「奈良市長様」を「(あて先)奈良市福祉事務所長」に改める。

別記第7号様式及び第8号様式中「奈良市長」を「奈良市福祉事務所長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、既にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき行われた処分その他の行為は、それぞれこの規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき行われた処分その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。  
(平成23年3月31日揭示済)

## 訓 令 甲

### 奈良市訓令甲第2号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「議会議務局庶務課長」を「議会議務局議会議務課長」に改める。

第4条の見出しを「(部長等専決事項)」に改め、同条中「公室長、」を削り、同条公室長、部長、保健所長及び会計管理者共通の部分の第5号中「公室次長、」を削り、同条企画部長の部分の次のように改める。

総合政策部長

(1) 予算各目の流用

(2) 歳入歳出予算配当の追加又は減額

第4条総務部長の部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同部分の第6号中「保育料、介護保険料」を「介護保険料、保育料」に改め、同号を同部分の第4号とし、同条保健福祉部長の部分の第6号中「支給認定及び」を削り、同部分中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第14号を2号ずつ繰り上げ、第15号から第33号までを削り、同部分の第34号中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、同号を同部分の第13号とし、同部分中第35号を第14号とし、第36号を削り、第37号を第15号とし、第38号から第47号までを2号ずつ繰り上げ、第48号及び第49号を削り、第50号を第26号とし、第51号から第56号までを24号ずつ繰り上げ、同部分の次に次のように加える。

子ども未来部長

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施並びにこれらに要する費用の支出負担行為の決定
- (2) 児童福祉法第59条第1項に規定する施設への立入調査
- (3) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け及び支出負担行為の決定
- (4) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条に規定する児童扶養手当の認定
- (5) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条第2項第2号に規定する児童の遊びを指導する者の資格の認定
- (6) 産休等代替職員の任用承認
- (7) 滞納処分の決定

第4条環境清美部長の部分中「環境清美部長」を「環境部長」に改め、同部分に次の1号を加える。

(4) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項に基づく特定施設の設置の許可

第4条観光経済部長の部分に次の1号を加える。

(11) 主管に係る使用料の減免

第4条都市整備部長の部分に次の2号を加える。

(16) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第23条第3項に基づく届出書に係る意見書の添付

(17) 国土利用計画法第28条に基づく土地の実態調査

第5条観光戦略室長の部分を削る。

第6条第1項中「政策調整室長、保健所等複合施設準

備室長、」を削り、「JR奈良駅周辺開発事務所長及び西大寺南区画整理事務所」を「JR奈良駅周辺整備事務所長及び西大寺駅周辺整備事務所長」に改め、同条人事課長の部分から財政課長の部分までを次のように改める。

広報広聴課長

- (1) 広報紙「しみんだより」等の編集発行
- (2) 新聞、広報車等による伝達実施

財政課長

- (1) 予算各節の流用
- (2) 議決予算の報告及び公表並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第151条に基づく通知
- (3) 決算の報告、要領の公表

人事課長

- (1) 条例その他の規定に基づく定例の諸給与その他の給付に関する支出負担行為の決定
- (2) 職員証の発行
- (3) 職員の扶養親族の認定
- (4) 住居手当及び通勤手当に係る届出の確認
- (5) 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく職員の児童手当の認定及び支出負担行為の決定
- (6) 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号。以下「子ども手当法」という。)に基づく職員の子ども手当の認定及び支出負担行為の決定

第6条第1項工事検査課長の部分中「工事検査課長」を「技術監理課長」に改め、同項債権整理課長の部分の第3号中「保育課、介護福祉課」を「介護福祉課、保育課」に改め、同項市民活動推進課長の部分中「市民活動推進課長」を「地域活動推進課長」に改め、同項文化・スポーツ振興課長の部分中「文化・スポーツ振興課長」を「文化振興課長」に改め、同部分の第4号及び第5号を削り、同部分の次に次のように加える。

スポーツ振興課長

- (1) 奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和50年奈良市教育委員会規則第4号)に基づく開放校の利用の許可、取消し及び中止
- (2) 月ヶ瀬体育館及び奈良月ヶ瀬健民運動場の使用の承認、取消し及び制限

第6条第1項福祉医療課長の部分の第1号中「老人医療費受給資格証、」を削り、同部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号を1号ずつ繰り上げ、同部分の次に次のように加える。

介護福祉課長

- (1) 介護保険料の納入通知書の発行
- (2) 介護保険料の納付督促及び出張徴収
- (3) 滞納者財産の差押及び解除
- (4) 過誤納金の充当還付
- (5) 公示送達及びこれに伴う納期の変更
- (6) 老人居宅生活支援事業開始等の受理
- (7) 介護保険被保険者証の交付
- (8) 介護給付利用者負担額減額認定証の交付

- (9) 老人福祉法第10条の4第2項に規定する措置の決定
- (10) 老人福祉法第32条に規定する審判の請求の執行
- (11) 老人福祉法第32条に規定する審判の請求に基づく後見開始等の審判により後見人等に選任された者の報酬に対する助成の決定
- (12) 介護保険法の規定による事業者及び施設の内容の変更の届出の受理
- (13) 老人福祉法第14条の2及び第15条の2の規定による事業者及び施設の内容の変更の届出の受理
- (14) 介護保険法の規定による事業者及び施設の内容の変更の届出の受理
- (15) 老人デイサービスセンター等設置等の届出の受理

第6条第1項子育て課長の部分から介護福祉課長の部分までを次のように改める。

子ども育成課長

- (1) 児童手当法第7条に規定する児童手当の認定
- (2) 子ども手当法第6条に規定する子ども手当の認定
- (3) 子ども手当、児童手当及び児童扶養手当の支出負担行為の決定
- (4) 児童育成料の納付督促及び徴収
- (5) 放課後児童健全育成事業施設への入所及び転所の承認

子育て相談課長

- (1) 母子健康手帳の交付

保育課長

- (1) 保育所への入退所及び転所の承諾
- (2) 保育所保育料の納入通知書の発行
- (3) 保育所保育料の徴収及び納付督促
- (4) 認定こども園(保育所型)への入退園の承諾
- (5) 認定こども園(保育所型)教育保育料の納入通知書の発行
- (6) 認定こども園(保育所型)教育保育料等の徴収及び納付督促

第6条第1項生活衛生課長の部分の次に次のように加える。

保健予防課長

- (1) 未熟児養育医療、身体障害児育成医療、結核児童療育医療及び小児慢性特定疾患児の医療証等の交付

第6条第1項健康増進課の部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同項観光企画課長の部分中「観光企画課長」を「観光戦略課長」に改め、同項観光交流課長の部分中「観光交流課長」を「観光振興課長」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条の見出し及び同条第2項中「議会事務局庶務課長」を「議会事務局議会総務課長」に改め、同条を第10条とし、第12条から第14条ま

でを1条ずつ繰り上げる。

(奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程(昭和34年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中出張所長等共通の部分中「出張所長等共通」を「西部出張所長、月ヶ瀬行政センター所長及び都祁行政センター所長共通」に改め、同部分の第12号中「及び訂正等」を「訂正及び利用停止」に改める。

第4条課長共通の部分の第19号中「及び訂正等」を「訂正及び利用停止」に改め、同条住民課長共通の部分中「住民課長」の次に「及び総務住民課長」を加え、同条月ヶ瀬行政センター総務課長の部分中「月ヶ瀬行政センター総務課長」を「月ヶ瀬行政センター地域振興課長」に改め、同部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同部分の前に次のように加える。

月ヶ瀬行政センター総務住民課長

(1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく自動車の臨時運行の許可

第4条都祁行政センター総務課長の部分中「都祁行政センター総務課長」を「都祁行政センター総務住民課長」に改める。

第5条第22号中「及び訂正等」を「訂正及び利用停止」に改める。

附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第3号

庁中一般  
関係各所

奈良市職員提案規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市職員提案規程の一部を改正する訓令

奈良市職員提案規程(平成18年奈良市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「委員長」の次に「副委員長」を加え、同条中第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、第4項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第7条第3項中「委員長は総務部担当副市長をもって充て、委員は次に」を「委員は、次に」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 総合政策部長

第7条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第5項とし、同項第2項の次に次の2項を加える。

3 委員長は、総務部担当副市長をもって充てる。

4 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもって充てる。

附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第4号

庁中一般  
関係各所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表管財課の項の次に次のように加える。

保健 所・ 教育 総合 セン ター 管理 課	保健 所・ 教育 総合 セン ター 管理 課	全 員	時差 勤務	1週間当 たり38時 間45分と する。	1時間	職員ご とに8 週間に つき16 日の割 合で所 属長が 定める 日
---	---	--------	----------	-------------------------------	-----	--

別表男女共同参画課の項中「火曜日」を「日曜日」に、「6週間につき6日」を「4週間につき4日」に改め、同表図書館の項及び子育て課の項を削り、同表環境清美部の項中

「環 境 清 美 部」を「環 境 清 美 部」に改める。  
「上記以外の環境事業及び施設課」

附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第5号

庁中一般  
関係各所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように

定める。

平成23年 3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市職員服務規程（昭和40年奈良市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

「第3章 当直心得（第26条～第38条）

目次中 第4章 非常心得（第39条） を

第5章 雑則（第40条・第41条） 」

「第3章 非常心得（第22条） に改める。

第4章 雑則（第23条・第24条）」

第21条第1号中「市長公室長」を「総務部長」に改める。

第3章を削る。

第4章中第39条を第22条とし、第40条を第23条とする。

第4章を第3章とする。

第5章中第41条を第24条とする。

第5章を第4章とする。

別記第21号様式及び第22号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

（平成23年 3月31日揭示済）

#### 奈良市訓令甲第6号

庁 中 一 般

関 係 各 所

奈良市保安員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市保安員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市保安員服務規程（昭和42年奈良市訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(7) 埋火葬の許可に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

(8) 戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく各種届出の受領に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

第5条第1項中「当直服務日誌に」を「保安日誌又は当直服務日誌に次の事項を」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 勤務した年月日

(2) 当直員の氏名

(3) 勤務中取り扱った事項

(4) その他庁内の状況

第5条の次に次の2条を加える。

（文書等の取扱い）

第5条の2 保安員は、次に定めるところにより事務を処置しなければならない。

(1) 收受文書は、郵便物等受信簿に記載し、文書法制課へ送付すること。

(2) 收受文書のうち、電報、書留等（書留郵便及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものをいう。）及び親展にあつては、重要文書受付簿に記載し、文書法制課へ送付し、受領印を受けること。ただし、急を要するものについては、直ちに名宛人に送付し、その受渡しを明確にしておくこと。

(3) 電話又は口頭で通知、照会、回答、報告等を受理したときは、保安日誌又は当直服務日誌に記載し、急を要するものは、速やかに関係部、局、課長に報告すること。

（現金の取扱い）

第5条の3 保安員は、次に掲げる事項に関して取り扱った現金について、当該各号に定める者に報告しなければならない。

(1) 行旅人援護に関する事。 保護第一課長

(2) 埋火葬の許可に関する事。 生活環境課長

第6条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 保安日誌

第6条に次の6号を加える。

(6) 職員緊急連絡簿

(7) 郵便物等受信簿

(8) 重要文書受付簿

(9) 埋火葬認許証附与簿（用紙とも）

(10) 行旅病人、浮浪者措置簿

(11) 事務室等鍵授受簿

第7条中「火災」を「火災等の災害」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

（平成23年 3月31日揭示済）

#### 奈良市訓令甲第7号

庁 中 一 般

関 係 各 所

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成23年 3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令

（奈良市庁議規程の一部改正）

第1条 奈良市庁議規程（昭和40年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長公室長、」を削る。

第4条第2項、第7条第1項及び第8条第1項中「市長公室長」を「総合政策部長」に改める。

(奈良市勢要覧編集委員会設置規程の一部改正)  
 第2条 奈良市勢要覧編集委員会設置規程(昭和47年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。  
 第3条第2項中「市長公室」を「総合政策部」に、同条第3項中「市長公室長、企画部長」を「前項の副市長以外の副市長、総合政策部長」に改める。  
 (奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部改正)  
 第3条 奈良市総合計画策定委員会設置規程(昭和56年奈良市訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。  
 第3条第2項中「企画部」を「総合政策部」に改める。  
 第6条第2項中「企画部長」を「総合政策部長」に改める。  
 第8条中「企画政策課」を「総合政策課」に改める。  
 (奈良市法令審査会規程の一部改正)  
 第4条 奈良市法令審査会規程(昭和59年奈良市訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。  
 第2条第4項第2号を次のように改める。

(2) 総合政策部長  
 (奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部改正)  
 第5条 奈良市建設工事入札参加者等審査会規程(昭和61年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。  
 第3条第3項第4号を次のように改める。  
 (4) 環境部長  
 (奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)  
 第6条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。  
 第3条第2項中「企画部」を「都市整備部」に改める。  
 第6条第3項中「企画部長」を「都市整備部長」に改める。  
 第8条中「企画政策課」を「開発指導課」に改める。  
 別表第1中「企画部長」を「総合政策部長」に、「環境清美部長」を「環境部長」に改める。  
 別表第2中

企 画 部	企画政策課長 交通政策課長 環境政策課長 産業廃棄物対策課長	を
-------	--------------------------------	---

総 合 政 策 部	総合政策課長	に、
-----------	--------	----

「市民活動推進課長 生涯学習課長」を「地域活動推進課長」に、「福祉総務課長」を「福祉政策課長」に、「環境清美部」を「環境部」に、「企画総務課長」を「企画総務課長 環境政策課長 産業廃棄物対策課長」に、「都市計画課長」を「都市計画課長 交通政策課長」に、「道路建設課長」を「道路建設課長 街路課長」に、「学務課長」を「地域教育課長 学務課長」に改める。  
 (奈良市綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)  
 第7条 奈良市綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。  
 第3条第2項中「市長公室長」を「総務部長」に改める。  
 別表中「企画部長 総務部長」を「総合政策部長」に、「保健所長 環境清美部長」を「子ども未来部長 保健

所長 環境部長」に改める。  
 (奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)  
 第8条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。  
 第3条第3項中「、市長公室長」を削る。  
 第6条第6項第1号中「企画政策課」を「総合政策課」に改める。  
 第9条第4項中「人権施策課長、人権啓発課長、人権教育課長、男女共同参画課長及び生涯学習課長」を「人権政策課長、学校教育課長、男女共同参画課長及び地域教育課長」に改め、同条第5項中「人権施策課、人権啓発課、人権教育課、男女共同参画課及び生涯学習課」を「人権政策課、学校教育課、男女共同参画課及び地域教育課」に改める。  
 別表第1を次のように改める。

部会	部会長	副部会長	部会員
企 画 部 会	総合政策部長	観光経済部長	業務部長 秘書室長 月ヶ瀬行政センター所長 都市計画室長 監査委員事務局 秘書課長 総合政策課長 財政課長 国保年金課長 西部出張所総務課長 月ヶ瀬行政センター地域振興課長 人権政策課長 男女共同参画課長 保護第一課長 保護第二課長 保健・環境検査課長 リサイクル推進課長 観光戦略課長 商工労政課長 都市計画課長 JR奈良駅周辺整備事務所長 建築指導課長 道路維持課長 業務部総務課長 給水課長 水質管理課長 東消防署長 教育政策課長 地域教育課長 文化財課長 埋蔵文化財調査センター所長 一条高等学校事務長 学校教育課長 監査課長
			法令遵守監察監 危機管理監 建設部長 学校教育部長 議会事務局 環境事業室長 下水道室長 消防局副局長 消防危機統

研 修 部 会	総 務 部 長	環 境 部 長	制監 消防局参事 災害対策室長 情報救急室長 人事課長 管財課長 保健所・教育総合センター管理課長 生活環境課長 市民安全課長 月ヶ瀬行政センター総務住民課長 東部出張所長 保健総務課長 企画総務課長 観光振興課長 交通政策課長 下水道総務課長 下水道維持課長 経営管理課長 漏水対策課長 消防局総務課長 消防課長 中央消防署長 教育総務課長 北部図書館長 学校教育課長 選挙管理委員会事務局長 議会総務課長
調査研究部会	子ども未来部長	都市整備部長	会計管理者 技術部長 税務室長 都祁行政センター所長 まちづくり指導室長 文書法制課長 市民税課長 病院事業課長 都祁行政センター地域振興課長 人権政策課長 介護福祉課長 業務改善課長 収集課長 環境政策課長 施設課長 西大寺駅周辺整備事務所長 開発指導課長 道路建設課長 街路課長 河川課長 宮繕課長 会計課長 経理課長 配水課長 救急課長 南消防署長 中央図書館長 西部図書館長 学務課長 保健給食課長 議事調査課長
市民運動推進部会	市民生活部長	市民活動部長	契約室長 西部出張所長 人権文化推進室長 浄水場長 広報広聴課長 情報政策課長 契約課長 技術監理課長 納税課長 市民課長 西部出張所住民課長 都祁行政センター業務課長 協働推進課長 地域活動推進課長 福祉医療課長 生活衛生課長 まち美化推進課長 産業廃棄物対策課長 農林課長 公園緑地課長 下水道建設課長 住宅課長 工務課長 浄水課長 予防課長 西消防署長 地域教育課長 農業委員会事務局長 議事調査課長
分野別課題推進部会	教育総務部長	保健福祉部長	保健所長 道路室長 教育センター所長 行政経営課長 資産税課長 滞納整理課長 債権整理課長 都祁行政センター総務住民課長 北部出張所長 文化振興課長 スポーツ振興課長 人権政策課長 男女共同参画課長 福祉政策課長 障がい福祉課長 介護認定課長 長寿福祉課長 子ども政策課長 子ども育成課長 子育て相談課長 保育課長 保健予防課長 健康増進課長 環境清美工場長 土地改良清美事務所長 景観課長 土木管理課長 料金お客様課長 東部管理課長 指令課長 北消防署長 学校教育課長 教育支援課長 教育相談課長

別表第2を次のように改める。

所属の部会	幹事長	副幹事長	幹事
企 画 部 会	総合政策課長	文化財課長	財政課長 人権政策課長 男女共同参画課長 商工労政課長 都市計画課長 業務部総務課長 地域教育課長 学校教育課長
研 修 部 会	人 事 課 長	教育総務課長	企画総務課長 消防局総務課長 学校教育課長 選挙管理委員会事務局長 議会総務課長
調査研究部会	市民税課長	学 務 課 長	文書法制課長 人権政策課長 中央図書館長 開発指導課長 配水課長
市民運動推進部会	市 民 課 長	地域活動推進課長	広報広聴課長 西部出張所住民課長 協働推進課長 浄水課長 地域教育課長
分野別課題推進部会	学校教育課長	福祉総務課長	人権政策課長 男女共同参画課長 障がい福祉課長 介護認定課長 長寿福祉課長 子ども政策課長 子ども育成課長 子育て相談課長 保育課長 保健予防課長 健康増進課長

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第9条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓

令甲第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画部」を「環境部」に改める。

第6条第3項中「企画部長」を「環境部長」に改める。  
別表第1中「市長公室長 企画部長」を「総合政策部長」に、「保健福祉部長」を「保健福祉部長 子ども未

来部長」に、「環境清美部長」を「環境部長」に改める。  
別表第2中

市長公室	秘書課長 人事課長 広報広聴課長
企画部	企画政策課長 交通政策課長 環境政策課長 産業廃棄物対策課長
総務部長	財政課長 管財課長 市民税課長

を

総合政策部	秘書課長 広報広聴課長 総合政策課長 財政課長
総務部	人事課長 管財課長 市民税課長

に、

「市民活動推進課長 生涯学習課長 人権施策課長」を「地域活動推進課長 人権政策課長」に改め、

保健福祉部	福祉総務課長
-------	--------

を

保健福祉部	福祉政策課長
子ども未来部	子ども政策課長

に、

「環境清美部」を「環境部」に、「リサイクル推進課長」を「リサイクル推進課長 環境政策課長 産業廃棄物対策課長」に、「観光企画課長 観光交流課長」を「観光戦略課長 観光振興課長」に、「都市計画課長」を「都市計画課長 交通政策課長」に、「教育総務課長」を「教育総務課長 地域教育課長」に改める。

(奈良市債権回収対策本部設置規程の一部改正)

第10条 奈良市債権回収対策本部設置規程(平成20年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「市長公室理事(行政改革担当)」を「総合政策部長 総合政策部理事(行政改革担当)」に、「保健福祉部長」を「保健福祉部長 子ども未来部長」に改める。

(奈良市文書取扱規程の一部改正)

第11条 奈良市文書取扱規程(昭和23年奈良市訓令甲第2

号)の一部を次のように改正する。

第26条中「財政課」を「総合政策課」に改める。

(奈良市工事検査規程の一部改正)

第12条 奈良市工事検査規程(昭和61年奈良市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「工事検査課長」を「技術監理課長」に改める。

第5条第1項中「工事検査課は」を「技術監理課は」に、「工事検査課長」を「技術監理課長」に改める。

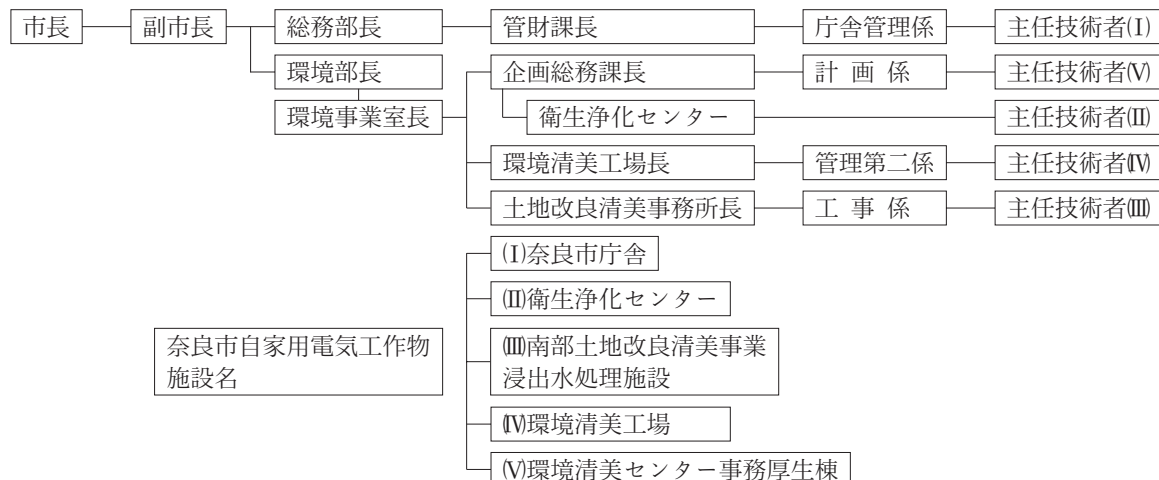
第6条、第7条、第11条第2項、第12条、第14条、第15条、第16条及び第18条中「工事検査課長」を「技術監理課長」に改める。

(奈良市自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第13条 奈良市自家用電気工作物施設保安規程(昭和40年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

奈良市自家用電気工作物設置組織図



(奈良市夏季水道対策委員会設置規程の一部改正)

第14条 奈良市夏季水道対策委員会設置規程(昭和42年奈良市訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 総合政策部長

附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)